

奈良県ドッジボール協会規約

第 1 章 名称および事務所

(名称)

第 1 条 本会は、奈良県ドッジボール協会という。
事務所を、原則として事務局長宅に置く。

第 2 章 目的

(目的)

第 2 条 本会は、奈良県でのドッジボール競技の振興および普及と奨励を図り、広く県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。また、対外的には日本ドッジボール協会（J D B A）の奈良県でのドッジボール活動を行う団体として活動する。

第 3 章 事業

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会加盟団体の発展と相互の連絡融和を図る
- (2) ドッジボールの普及および指導
- (3) ドッジボールに関する審判員および指導員の育成
- (4) 奈良県でのドッジボール大会の開催
- (5) ドッジボールの用具に対する公認および普及
- (6) ドッジボールに関する刊行物等の発行と販売
- (7) 功労のあった団体、役員、選手等の表彰
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 4 章 構成

(会員)

第 4 条 本会は、次の会員によって構成される。
県協会の大会に参加登録した奈良県内に活動拠点を置く母体チームの代表となる者（登録予定チームを含む）

2 サポーターズクラブ会員、県協会に所属する審判員

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

会長 1 名、副会長若干名、理事（6 名以上 20 名以内）、監事 1 名を置く

2 理事のうちに、理事長、副理事長若干名、事務局長 1 名、会計 1 名を置く。

3 本会の各委員会の委員長、部長は、理事となる。各委員長としての任期は 2 年とする。

4 前各項の他に、名誉会長、顧問および参与等の役員を置くことができる。

(役員を選任)

第 6 条 理事および監事は、本会の目的を支援する関係団体および個人、本会の登録チーム代表者、監督の中から理事会が推挙し、総会で承認をえる。

2 各委員会の委員長も理事として総会で承認をえる。

- 3 会長、副会長は、理事会で推挙する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 5 事務局長、会計は、理事会で選任する。
- 6 本会に名誉会長、顧問および相談役を置くことができる。会長が推挙し、総会の同意を得て、委託する。

(役員職務)

第7条 会長、副会長は、本会を代表し会務を統括する。

事業は理事会の議決に基づき執行され、会長、副会長は理事会での議決権は有しない。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時または欠けた時には、その職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会の議決に基づき、本会の日常業務を掌理する。
- 4 会長および副会長が、ともに事故がある時または欠けた時には、理事長がその職務を代行する。
- 5 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故がある時または欠けた時には、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を組織して本会の業務を議決し、執行する。
- 7 事務局長は、事務局を統括し、本会の庶務一般を担当する。
- 8 会計は理事会の命により、本会の会計責任者としての会計事務を担当する。
- 9 監事は、本会の業務および財産の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員などにより選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期途中であっても、理事会で認められた場合は、辞職または解任することができる。

第5章 会議

(総会)

第9条 総会は、毎年1回の定例総会が開催され、本会の最高議決機関である。

必要に応じて、臨時総会を開く事ができる。

- 2 総会は、役員及び会員で構成される。
- 3 招集は、会長が招集する。
- 4 総会は、本会を構成する母体チームを代表する者の参加の3分の2以上の出席で成立する。

(委任状の提出チームを含む。)

- 7 議案の採択は、本会を構成する母体チームを1票とし、総会参加チームの過半数をもって承認される。(委任状数を含む。)

(理事会の構成)

第10条 理事会は、理事を以って構成する。

(理事会の権能)

第11条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 前各号以外の義務負担および権利放棄についての事項
- (5) その他、本会の業務に関する重要な事項

(理事会の開催)

第12条 理事会は、毎年2回以上開催する。ただし、会長又は理事長が必要と認められた時には開催すること

ができる。

2 理事会は、会長又は理事長が召集する。

3 理事会は、委任状を含む理事の過半数の出席を以って成立する。

(理事会の議長)

第13条 理事会の議長は、事務局長が務め、議事進行にあたる。

(理事会の議決)

第14条 理事会の議決は、出席した理事の過半数の同意を以って決し、可否同数の時は理事長の決するところによる。議長も議決権を持つ。

(理事会の書面評決)

第15条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面を以って評決することができる。この場合の理事は理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第16条 理事会の議決事項については、事務局で議事録を作成するものとする。

2 議事録には、理事会の日時および場所、出席した理事名(書面評決の場合はその旨を付記)、議決事項、議事の経過の概要とその結果を記録するものとする。

(執行部会)

第17条 執行部会は、緊急を要し理事会の開催を待てない事項について議決するために設置する。

2 執行部会は、理事長・副理事長および事務局長を以って構成し、また理事長が必要と認めた者を召集することができる。

第6章 事業部

(事業部会)

第18条 本会に事業部を置き、理事会の決議に従って、各種事業を行う。事業部の下に、大会実行委員会、総務委員会、競技委員会、普及委員会を置く。また、必要な委員会・部会を置くことができる。

2 事業部会は、本会が主催・主管する大会の運営および、各委員会間の連絡調整を行う。

第19条 事業部会は、事務局長、及び各委員会の委員長で構成される。事務局長、各委員長が出席できない場合は、副事務局長、各副委員長が代務する。

2 事業部長は、理事もしくは事業部会構成員の中から互選により選任される。

(委員会・部会)

第20条 各委員会・部会は、理事会・事業部会の議決に基づき各々の事項を処理する。ただし、重要事項の処理については、理事会の議決を経なければならない。

第21条 各委員会の委員は、総会で選任される。委員長・部長は、委員・部員の互選により選任される。副委員長・副部長は、委員長・部長が委員・部員の中から選任する。

(委員会の規定)

第22条 委員会・部会の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するために事務局を設け、事務局長を置く他、職員を置くことがある。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次に掲げるものを以って構成する。

資産から生ずる収入

事業にともなう収入

寄付金品

登録チームの加盟金

登録チームの会費

その他の会費

その他の収入

本会によって所有する所有物

2 資産となる所有物を取得するとき、以下の手続きを踏む。

資産とする所有物は、金額が3万円以上の物品とし、予算計上や理事会での承認を得て取得する。

(消耗品、商品は除く)

(事業計画および収支予算)

第25条 本会の事業計画および収支予算は、理事会の審議を受け、総会での承認をなければならない

事業計画および収支予算を変更する場合は、理事会の承認とする。

(収支決算)

第26条 本会の収支決算は、理事会の審議を受け、総会の承認をえなければなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金がある時は、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入、または翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 加盟団体

(加盟団体)

第28条 本会は、次の各号の一に該当する県内のスポーツ団体を加盟団体として指定することができる。

ただし、加盟団体とは、ドッジボールの登録チームを除く他の友好団体を指すものとする。

市町村を単位とするドッジボールに関する団体

全県的に組織されたドッジボールに関する団体

その他ドッジボールの普及に役立つと思われる団体

(加盟条件)

第29条 本会の加盟団体になろうとする団体は、理事会の同意を得なければならない。

2 本会は、理事会の議決により加盟団体から会費を取ることができるものとする。

ただし、金額については別に定める。

(脱退および脱会)

第30条 加盟団体が脱退しようとする時は、その理由を付した脱退届を提出し、理事会の同意を得なければならない。

2 加盟団体が、本会の加盟団体として不適当と認められる時は、理事会の決定によりこれを脱会させることができる。

(その他の事項)

第31条 第28条ないし第29条に規定するものの他、加盟団体に関する事項は、理事会によって決定するものとする。

第 10 章 規約の変更ならびに解散

(規約の変更)

第 3 2 条 この規約は、理事の 3 分の 2 以上の議決承認後、総会の承認をもって、変更することができる。

(解散)

第 3 3 条 本会の解散は、理事の 4 分の 3 以上の議決を経たうえで、会長の承認を得なければならない。

附則

1. この規約は、平成 4 年 6 月 2 5 日から施行する。
2. 改正規約は、平成 11 年 8 月 5 日から施行する。
3. 改正規約は、平成 12 年 4 月 2 0 日から施行する。
4. 改正規約は、平成 13 年 6 月 2 3 日から施行する。
5. 改正規約は、平成 16 年 5 月 8 日から施行する。
6. 改正規約は、平成 25 年 3 月 3 0 日から施行する。
7. 改正規約は、平成 28 年 1 月 2 3 日から施行する。
8. 改正規約は、平成 31 年 4 月 2 7 日から施行する。